

# 公益社団法人日本精神保健福祉士協会東京都支部運営規則

## 第1章 総則

**第1条** この細則は、一般社団法人東京精神保健福祉士協会（以下、「本協会」という）定款第4条(8)に基き、公益社団法人日本精神保健福祉士協会東京都支部（以下、「本支部」という）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会員の権利制限

**第2条** 本協会の正会員は、本支部の会員に該当しない場合、原則本支部の役員に就任することはできない。ただし、役員のうち2人以内は、会員の合議を経て会員以外の学識経験者もしくは知識、経験において学識経験者と同等である者から選任することができる。

## 第3章 役員を選出

**第3条** 本支部の役員は、本協会の役員であり、定時総会で選出された者が兼務するものとする。

平成17年6月25日施行

平成20年5月31日改正

平成25年11月16日改正